

議第12号

令和2年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

令和2年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,930,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

令和2年2月20日提出

京都市長 門川大作

2 病院事業債

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款       | 項               | 金 額             |
|---------|-----------------|-----------------|
| 1 諸 収 入 |                 | 千円<br>1,599,000 |
|         | 1 貸 付 金 元 利 収 入 | 1,599,000       |
| 2 市 債   |                 | 331,000         |
|         | 1 市 債           | 331,000         |
| 歳 入 合 計 |                 | 1,930,000       |

歳 出

| 款                      | 項       | 金 額             |
|------------------------|---------|-----------------|
| 1 市立病院機構病院事業債<br>管理事業費 |         | 千円<br>1,930,000 |
|                        | 1 貸 付 金 | 331,000         |
|                        | 2 公 債 費 | 1,599,000       |
| 歳 出 合 計                |         | 1,930,000       |

第2表 市 債

| 起債の目的     | 限度額   | 起債の方法  | 利率   | 償還の方法  |
|-----------|---|--|--|--|
| 市立病院機構貸付金 | <p style="text-align: right;">千円</p> <p>331,000</p> <p>発行額が面額を超過する場合は、その超過額を埋合わせるために、発行額を削減する必要がある。発行額は、その削減した金額を算した額</p> | <p>証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費借入の方法による。</p> | <p style="text-align: right;">%</p> <p>8.0以内</p> | <p>起債の日から据置期間を含め30年以内、元均等に償還する。ただし、財政上の都合により償還の方法を他の方法に変更することができる。</p> |